

令和7年

三重県議会定例会会議録

(3 月 21 日)
(第 8 号)

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○令和 7 年 3 月 21 日（金曜日）

議事日程（第 8 号）

令和 7 年 3 月 21 日（金） 午前 10 時開議

- 第 1 議案訂正の件
- 第 2 議案第 5 号から議案第 48 号まで及び議案第 50 号から議案第 97 号まで
並びに議提議案第 1 号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 請願の件
〔採決〕
- 第 4 議提議案第 2 号から議提議案第 4 号まで
〔採決〕
- 第 5 議案第 98 号から議案第 101 号まで
〔提案説明、採決〕
- 第 6 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案訂正の件
- 日程第 2 議案第 5 号から議案第 48 号まで及び議案第 50 号から議案第 97 号
まで並びに議提議案第 1 号
- 日程追加 議案第 49 号
- 日程第 3 請願の件
- 日程第 4 議提議案第 2 号から議提議案第 4 号まで

日程第 5 議案第98号から議案第101号まで

日程第 6 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	龍 神 啓 介
2	番	辻 内 裕 也
3	番	松 浦 慶 子
4	番	荊 原 広 樹
5	番	伊 藤 雅 慶
6	番	世 古 明
7	番	吉 田 紋 華
8	番	石 垣 智 矢
9	番	山 崎 博
10	番	野 村 保 夫
11	番	田 中 祐 治
12	番	芳 野 正 英
13	番	川 口 円
14	番	喜 田 健 児
15	番	中 瀬 信 之
16	番	平 畑 武
17	番	中瀬古 初 美
18	番	廣 耕太郎
19	番	倉 本 崇 弘
20	番	山 内 道 明
21	番	野 口 正
22	番	谷 川 孝 栄
23	番	石 田 成 生

24	番	村	林	聡
25	番	小	林	正 人
26	番	田	中	智 也
27	番	藤	根	正 典
28	番	小	島	智 子
29	番	森	野	真 治
30	番	杉	本	熊 野
31	番	藤	田	宜 三
32	番	東		豊
33	番	長	田	隆 尚
34	番	今	井	智 広
35	番	服	部	富 男
36	番	津	田	健 児
37	番	中	嶋	年 規
38	番	青	木	謙 順
39	番	中	森	博 文
40	番	山	本	教 和
41	番	西	場	信 行
42	番	中	川	正 美
43	番	稲	垣	昭 義
44	番	日	沖	正 信
45	番	舟	橋	裕 幸
46	番	三	谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高	野	吉	雄
書 記（事務局次長）	西	塔	裕	行
書 記（議事課長）	中	村	晃	康

書記（議事課課長補佐兼班長）	橋本 哲也
書記（議事課主幹）	中西 健司
書記（議事課主任）	辻 詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見 勝之
副知事	服部 浩
副知事	野呂 幸利
危機管理統括監	清水 英彦
総務部長	後田 和也
政策企画部長	小見山 幸弘
地域連携・交通部長	長崎 禎和
防災対策部長	楠田 泰司
医療保健部長	松浦 元哉
子ども・福祉部長	枅屋 典子
環境生活部長	竹内 康雄
農林水産部長	中野 敦子
雇用経済部長	松下 功一
観光部長	生川 哲也
県土整備部長	若尾 将徳
総務部デジタル推進局長	横山 正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本 典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐波 斉
環境生活部環境共生局長	佐藤 弘之
県土整備部理事	佐竹 元宏
企業庁長	河北 智之
病院事業庁長	河合 良之

会計管理者兼出納局長

佐 脇 優 子

教 育 長

福 永 和 伸

公安委員会委員

村 田 典 子

警 察 本 部 長

難 波 正 樹

代表監査委員

伊 藤 隆

監査委員事務局長

大 西 毅 尚

人事委員会委員

浅 尾 光 弘

人事委員会事務局長

天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開

議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸

報

告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

知事から、会議規則第15条第2項の規定により、議案訂正の申出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第 2 号から議提議案第 4 号まで並びに議案第98号から議案第101号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、財政的援助団体等の監査結果 1 件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

議案の訂正について

令和 7 年三重県議会定例会議案（追加提案）

議案第49号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

（1）17ページ

【訂正前】

改 正 後	改 正 前
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 （略）	第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 （略）

【訂正後】

改 正 後	改 正 前
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 （略）	第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 （略）

<u>二</u>第四項、第十七条又は第二十四条第一項（<u>第二十四条第四項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二（略）	は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二（略）
---	---

（２） 19ページ

【訂正前】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

「 第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>とき。</u>	第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>者</u> 」
---	---

を

「 第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の<u>過料</u>に処する。 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>とき。</u>	第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の<u>過料</u>に処する。 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>者</u> 」
--	--

に改める。

【訂正後】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

「

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした <u>とき</u> 。	一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした <u>者</u>
--	---

」

を

「

一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした <u>とき</u> 。	一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした <u>者</u>
--	---

」

に改める。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5 0	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案
5 2	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす条例の一部を改正する条例案
7 1	三重の森林づくり基本計画の変更について
7 2	三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年3月13日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

環境生活農林水産常任委員長 廣 耕太郎

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 1	三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
3 2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
3 3	三重県子ども条例案
5 1	三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例案
5 8	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
7 0	ありのままでみえっこプランの策定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年3月13日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 石田 成生

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
6 2	三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例案
6 7	工事請負契約の変更について（防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事）
6 8	工事請負契約の変更について（一般国道422号（下地工区）道路改良（下地トンネル（仮称））工事）
6 9	県道の路線廃止について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年3月12日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

防災県土整備企業常任委員長 中瀬 信之

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5 3	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
5 6	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
6 1	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案
7 3	損害賠償の額の決定及び和解について
9 5	工事請負契約について（盲学校・聾学校建築工事）
9 6	工事請負契約について（盲学校・聾学校電気設備工事）
9 7	工事請負契約について（盲学校・聾学校機械設備工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年3月12日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

教育警察常任委員長 喜田 健児

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
30	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
34	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案
35	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
36	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
37	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例案
42	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
43	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
63	包括外部監査契約について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年3月13日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

総務地域連携交通常任委員長 野村 保夫

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5	令和6年度三重県一般会計補正予算（第7号）
6	令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
7	令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
8	令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
9	令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
10	令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
11	令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
12	令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
13	令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
14	令和7年度三重県一般会計予算
15	令和7年度三重県県債管理特別会計予算
16	令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
17	令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
18	令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
19	令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

2 0	令和 7 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
2 1	令和 7 年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
2 2	令和 7 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
2 3	令和 7 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
2 4	令和 7 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
2 5	令和 7 年度三重県港湾整備事業特別会計予算
2 6	令和 7 年度三重県水道事業会計予算
2 7	令和 7 年度三重県工業用水道事業会計予算
2 8	令和 7 年度三重県病院事業会計予算
2 9	令和 7 年度三重県流域下水道事業会計予算
3 8	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
3 9	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
4 0	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
4 1	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案
4 5	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
4 6	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県県税条例の一部を改正する条例案
4 8	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案

5 4	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
5 5	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
5 7	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
5 9	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案
6 0	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案
6 4	防災関係建設事業に対する市町の負担について
6 5	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
6 6	土木関係建設事業に対する市町の負担について
7 4	令和 6 年度三重県一般会計補正予算（第 8 号）
7 5	令和 6 年度三重県県債管理特別会計補正予算（第 2 号）
7 6	令和 6 年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）
7 7	令和 6 年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
7 8	令和 6 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）
7 9	令和 6 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 3 号）
8 0	令和 6 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
8 1	令和 6 年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
8 2	令和 6 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
8 3	令和 6 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

8 4	令和 6 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 3 号）
8 5	令和 6 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
8 6	令和 6 年度三重県水道事業会計補正予算（第 4 号）
8 7	令和 6 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
8 8	令和 6 年度三重県病院事業会計補正予算（第 3 号）
8 9	令和 6 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 5 号）
9 0	令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）
9 1	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
9 2	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
9 3	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
9 4	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議提 1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 7 年 3 月 18 日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

予算決算常任委員長 小島 智子

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請36	フリースクールに通う子どもの保護者に対する助成制度拡大について	四日市市西松本町25-18 サウスヒルズ111号 三重こどもの未来をつ なく会 代表 白村 春佳 ほか7名	龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 荆 原 広 樹 吉 田 紋 華 石 垣 智 矢 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 村 林 聡 小 島 子 長 田 隆 尚	採択

提 出 議 案 件 名

議案第98号 副知事の選任につき同意を得るについて

議案第99号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第100号 監査委員の選任につき同意を得るについて

議案第101号 海区漁業調整委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第2号 三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号 三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

議提議案第4号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第 2 号

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案
右提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 野 村 保 夫
倉 本 崇 弘
村 林 聡
藤 根 正 典
小 島 智 子
藤 田 宜 三
服 部 富 男
中 嶋 年 規
三 谷 哲 央

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
三重県議会個人情報保護条例（令和五年三重県条例第一号）の一部を次のよ
うに改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示す
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八 (略) 九 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八 (略) 九 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

		して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法 <u>第二十条第十項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法 <u>第二十条第九項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十七条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第三項において</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 一～九 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 次に掲げる個人情報ファイル イ 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報			第十七条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 一～九 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 次に掲げる個人情報ファイル イ 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報		

ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） ロ～ト （略） 二～三 （略） 3 （略） （開示請求権） 第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求の手続） 第三十三条 （略） 2 （略） 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止等請求権） 第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき	ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） ロ～ト （略） 二～三 （略） 3 （略） （開示請求権） 第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求の手続） 第三十三条 （略） 2 （略） 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止等請求権） 第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき
---	---

は、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一・二 （略） 2・3 （略） （利用停止等請求の手続） 第四十条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第四十八条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）	は、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章</u>において「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一・二 （略） 2・3 （略） （利用停止等請求の手続） 第四十条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者（以下<u>この章</u>において「利用停止等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第四十八条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第四章</u>（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）
---	--

第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
--	--

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和7年3月19日

提出者 議会運営委員長
田 中 智 也

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示す

ように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 議事日程 (第十七条—第十八条の二)	第三章 議事日程 (第十七条—第十八条の二)
第十七条 (日程の作成及び配付等)	第十七条 (日程の作成及び配付)
第十八条・第十八条の二 (略)	第十八条・第十八条の二 (略)
第四章～第八章 (略)	第四章～第八章 (略)
第九章 請願 (第六十七条—第七十二条)	第九章 請願 (第六十七条—第七十二条)
<u>第六十七条 (請願の方法等)</u>	<u>第六十七条 (請願書の記載事項)</u>
<u>第六十七条の二 (請願書の提出)</u>	
<u>第六十七条の三 (電子情報処理組織による請願)</u>	
<u>第六十七条の四 (請願の紹介の取消し)</u>	<u>第六十七条の二 (請願の紹介の取消し)</u>
第六十八条～第七十一条 (略)	第六十八条～第七十一条 (略)
第七十二条 (<u>陳情</u> の処理)	第七十二条 (<u>陳情書</u> の処理)
第十章 公聴会及び参考人 (第七十三条—第八十条)	第十章 公聴会及び参考人 (第七十三条—第八十条)
第七十三条～第七十七条 (略)	第七十三条～第七十七条 (略)
第七十八条 (代理人又は文書等による意見の陳述)	第七十八条 (代理人又は文書による意見の陳述)
第七十九条・第八十条 (略)	第七十九条・第八十条 (略)
第十一章～第十四章 (略)	第十一章～第十四章 (略)
第十五章 会議録 (第九十九条—第百二条)	第十五章 会議録 (第九十九条—第百二条)
第九十九条 (略)	第九十九条 (略)
第百条 (会議録の配付等)	第百条 (会議録の配付)
第百一条・第百二条 (略)	第百一条・第百二条 (略)

第十六章～第十八章 （略） 附則 （会議時間） 第五条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。 2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> 3 前項の規定にかかわらず、議長は、<u>会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u> 4 （略） （議案の提出） 第十一条 （略） 2 （略） 3 議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付し、又は当該議案に記載された事項を記録した電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を議員に提供しなければならない。</u>	第十六章～第十八章 （略） 附則 （会議時間） 第五条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。<u>ただし、議決があつたとき又は議長が必要があると認めるときは、繰上げ又は延長することができる。</u> 2 <u>会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> 3 （略） （議案の提出） 第十一条 （略） 2 （略） 3 議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付しなければならない。
--	--

(日程の作成及び配付等) 第十七条 議長は、議事日程を<u>作成して、あらかじめ議員にこれを配付し、又は当該議事日程に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。</u>	(日程の作成及び配付) 第十七条 議長は、議事日程を<u>作成し、あらかじめ議員に配付する。</u>
2 (略) 3 議長は、前項の事項を議場で宣告し、<u>議事日程の配付又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供</u>に代えることができる。	2 (略) 3 議長は、前項の事項を議場で宣告し、<u>日程の配付</u>に代えることができる。
(委員長及び少数意見の報告) 第三十一条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を<u>報告する。</u>	(委員長及び少数意見の報告) 第三十一条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を<u>報告をする。</u>
2 (略) 3 前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、<u>若しくは当該報告書に記載された事項を記録した電磁的記録を提供し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。</u>	2 (略) 3 前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。
4 (略) (発言の通告) 第三十九条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に<u>発言通告書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録で通告し</u>なければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。	4 (略) (発言の通告) 第三十九条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に<u>発言通告書を提出し</u>なければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。

2～4 (略) (質問) 第四十二条の二 (略) 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書又は電磁的記録で通告しなければならない。 (表決の順序処理) 第六十六条 (略) 2 (略) 3 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 4・5 (略) 第九章 請願 (請願の方法等) 第六十七条 請願は、次の方法によりすることができる。 一 請願書を提出する方法 二 法第百三十八条の二第一項の規定により、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(同項に規定する電子計算機をいう。以下この号並びに第六十七条の三第一項及び第三項において同じ。))と請願しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法	2～4 (略) (質問) 第四十二条の二 (略) 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 (表決の順序処理) 第六十六条 (略) 2 (略) 3 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 4・5 (略) 第九章 請願
---	---

2 請願は、平穩にしなければなら ない。	
(請願書の提出)	(請願書の記載事項)
第六十七条の二 前条第一項第一号 の方法により請願しようとする者 は、邦文を用い、請願の趣旨及び 年月日並びに当該請願しようとする 者の住所及び氏名（法人その他の の団体にあっては、その所在地、 名称及び代表者の氏名）を記載し た請願書を議長に提出しなければ ならない。	第六十七条 請願書は、邦文を用 い、請願の趣旨、提出年月日並び に請願者の住所及び氏名（法人そ の他の団体にあっては、その所在 地、名称及び代表者の氏名）を記 載し、請願者（法人その他の団体 にあっては、その代表者）が署名 又は記名押印の上、議長に提出し なければならない。
2 前項の場合において、当該請願 を紹介する議員は、当該請願書に 署名し、又は記名押印しなければ ならない。	2 請願書には、紹介議員の署名又 は記名押印がなければならない。
(電子情報処理組織による請願)	3 請願書の提出の手続は、平穩に しなければならない。
第六十七条の三 第六十七条第一項 第二号の方法により請願しようと する者は、議長の定めるところに より、議長の指定する電子計算機 に備えられたファイルに記録すべ き事項又は前条第一項に規定する 請願書に記載すべきこととされて いる事項を、当該請願しようとし る者の使用に係る電子計算機から 入力して、議長の使用に係る電子 計算機に送信しなければならない。 い。	
2 前項の規定により請願しようと する者は、議長の指定する方法に より当該請願者を確認するための 措置を講じなければならない。	
3 第一項の規定によりされた請願	

<u>が同項に規定する議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、議長は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。</u>	
4 <u>第一項の場合において、当該請願を紹介する議員は、前項に規定する書面に署名し、又は記名押印しなければならない。</u>	
第六十七条の四 (略) (請願文書表)	第六十七条の二 (略) (請願文書表)
第六十八条 議長は、請願文書表を<u>作成して、議員にこれを配付し、又は当該請願文書表に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。</u>	第六十八条 議長は、請願文書表を<u>作成し、議員に配付する。</u>
2・3 (略) (請願の委員会付託)	2・3 (略) (請願の委員会付託)
第六十九条 議長は、<u>前条第一項の規定による配付又は提供とともに、</u>請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第六十九条 議長は、<u>請願文書表の</u>配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2 (略)	2 (略)
3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願がされたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。 (陳情の処理)	3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が<u>提出</u>されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。 (陳情書の処理)
第七十二条 陳情又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、<u>請願</u>の例により処理するものとする。	第七十二条 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、<u>請願書</u>の例により処理するものとする。

(意見を述べようとする者の申出) 第七十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、<u>文書又は電磁的記録</u>であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 (代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述) 第七十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは<u>電磁的記録</u>で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。 (会議録の配付等) 第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。	(意見を述べようとする者の申出) 第七十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 (代理人又は文書による意見の陳述) 第七十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。 (会議録の配付等) 第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録(<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>)を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。
---	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

請願、公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出等について、電子情

報処理組織を使用する方法等によりすることを可能とするための規定等を整備
する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第 4 号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案
右提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

提出者 議会運営委員長
田 中 智 也

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例
三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示す
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一条～第二十五条 （略） 第二十六条 （代理人又は文書等 による意見の陳述） 第二十六条の二～第二十九条 （略） 附則 （意見を述べようとする者の申 出） 第二十二條 公聴会に出席して意見 を述べようとする者は、文書又は 電磁的記録（電子的方式、磁氣的 方式その他の知覚によっては認 識することができない方式で作ら れた記録であつて、電子計算機に	目次 第一条～第二十五条 （略） 第二十六条 （代理人又は文書に よる意見の陳述） 第二十六条の二～第二十九条 （略） 附則 （意見を述べようとする者の申 出） 第二十二條 公聴会に出席して意見 を述べようとする者は、文書であ らかじめその理由の概要及び案件 に対する賛否を、その委員会に申 し出なければならない。ただし、 案件に対する賛否を求めない案件

による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条において同じ。)であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあつては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 (代理人又は文書等による意見の陳述) 第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電磁的記録で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	にあつては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 (代理人又は文書による意見の陳述) 第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
--	---

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出等について、電磁的記録による申出等を可能とするための規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議 案 の 訂 正

○議長（稲垣昭義） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

去る2月17日、知事から提出され、環境生活農林水産常任委員会に付託中の議案第49号三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、3月12日付をもって訂正したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。議案第49号の訂正については、会議規則第15条第1項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

休 憩

○議長（稲垣昭義） 環境生活農林水産常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前11時35分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が環境生活農林水産常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
49	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年3月21日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

環境生活農林水産常任委員長 廣 耕太郎

委 員 長 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程第2、議案第5号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第97号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長。

〔廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第50号水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案、議案第52号三重県飲酒運^{ゼッ}転〇をめざす条例の一部を改正する条例案、議案第71号三重の森林づくり基本計画の変更について及び議案第72号三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の変更についてにつきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 石田成生医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔石田成生医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第31号三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案外5件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 中瀬信之防災県土整備企業常任委員長。

〔中瀬信之防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（中瀬信之） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第62号三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例案外3件につきましては、去る3月10日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 喜田健児教育警察常任委員長。

〔喜田健児教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（喜田健児） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第53号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案外6件につきましては、去る3月10日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

県立高等学校の活性化についてであります。少子化の進展により、県内の中学校卒業生数は今後急速に減少し、15年後にはおよそ6割になることが想定されていることから、現在の高等学校数を維持することは極めて厳しい状況になっています。県教育委員会では、1学年3学級以下の高等学校がある6地域において、地域活性化協議会を設置し、地域の高等学校の学びと配置の在り方について協議を行っております。各協議会では、大学進学ニーズに応える一定規模の普通科が必要であること、多様な学びの選択肢をできる限り維持する必要があることの2点の共通認識を持って検討を進めているとのことであります。

一方で、私立高等学校も含めた授業料の無償化は、県立高等学校の入学者

数にも影響を与える可能性があり、県立高等学校においても少人数学級の推進や老朽化した校舎等の施設整備を行うなど学びの環境を整え、魅力的な高等学校づくりを進めることも求められていると考えます。

県当局におかれては、中学校卒業生数の減少への対応を議論するに当たり、県立高等学校の統廃合ありきで議論せず、地域の声をしっかりと聴き、産業政策も含めて県全体で総合的に対応するよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 野村保夫総務地域連携交通常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第30号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案外7件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 小島智子予算決算常任委員長。

〔小島智子予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第5号令和6年度三重県一般会計補正予算（第7号）外62件並びに議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る3月7日に本委員会を開催し、総括質疑を行った後、3月10日から13日にかけて該当の分科会で詳細な審査を行いました。その後、3月18日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、総合的な観点から慎重に審査いたしました結果、議案第5号から議案第13号まで、議案第15号、議

案第16号、議案第18号から議案第25号まで、議案第28号、議案第29号、議案第39号から議案第41号まで、議案第44号から議案第48号まで、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第59号、議案第60号、議案第64号から議案第66号まで、議案第74号から議案第89号まで及び議案第91号から議案第94号までの57件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第14号、議案第17号、議案第26号、議案第27号、議案第38号、議案第90号並びに議提議案1号の7件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

令和7年度当初予算は、これまで重点的に取り組んできた子ども、南海トラフ地震対策についてはより一層の充実を行い、人材確保やインバウンド誘客といった喫緊の課題にも重点的に予算配分しつつ、将来を見据えた事業も多く盛り込んだ点は評価するところです。

一方、経常収支適正度は、みえ元気プランの目標値は達成しているものの、前年度から0.2ポイント上昇しています。今後も社会保障関係経費の増加や老朽化が進む公共施設の長寿命化及び建て替え等への対応、金利上昇に伴う公債費の増加等が見込まれ財政の硬直化が懸念されることから、県の財政は楽観視できるものではありません。引き続き、社会情勢等を見極めながら、持続可能な財政運営に努め、知事が掲げた「みえ 未来 基礎固め予算」の名のとおり県の弱点を克服し、県の強みを伸ばす取組を着実に進め、喫緊の課題については早期に県民に成果を実感していただけるよう、スピード感を持って取り組みながら、新たな挑戦にも積極果敢に取り組まれますよう要望します。

なお、審査の過程において特に議論がありました事項について申し述べます。

3月7日の総括質疑においては、令和7年度当初予算編成の考え方、ジェンダーギャップの解消に向けた取組、全国豊かな海づくり大会に向けた取組、食料自給率及び食料自給力の向上に向けた取組、観光振興施策などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求めました。

次に、3月10日から13日に開催された各分科会で特に議論がありました事項について、医療保健子ども福祉病院分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

ヤングケアラー支援事業についてであります。近年、日常的な家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を背負うヤングケアラーの存在が大きな問題となっており、本事業では支援体制の構築に向けた検討を進めるため、新たに高校生世代から30歳までのヤングケアラーの実態を把握するためのアンケート調査を実施することとしています。

ヤングケアラーは家庭内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないことが多いため、問題が表面化しにくいといった傾向があります。よって、本事業を進めるに当たっては、ヤングケアラーに対する認知度を高め、実態を的確に把握することができるよう、実効性のあるアンケート調査を検討し、その手法についてはこれを所管する常任委員会に報告いただき、問題を抱えるヤングケアラーへの着実な支援につなげていかれますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（稲垣昭義） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

本会議に上程されております101議案のうち93議案に賛成し、8議案に反対するため、ここに反対討論をいたします。

まず、議案第14号令和7年度三重県一般会計予算についてです。

当初予算額は対前年度比3.9%増の8365億5227万円となり、新型コロナウ

ウイルス感染症対策に関連する予算を除いた規模では、過去最大となっているとのことです。人口減少対策のためにジェンダーギャップ解消の取組を開始している三重県の施策によって、一定の課題認識が浸透しています。

一方、都道府県版ジェンダーギャップ指数の経済分野の指数では、最新版でも目覚ましい進展はありません。

ジェンダーギャップの解消は経済発展のみに重要という考えではなく、どんな人にも性別役割分担が押し付けられないことによって、生き方を自ら自由に選択できる人権尊重の観点から、あらゆる分野でのジェンダー平等の推進をすべきと考えます。県民に出会い・産むことを期待する施策ではなく、地域の分娩施設の維持拡大へのさらなる支援や妊娠・出産・育児に対し福祉の目線から県民に寄り添った安心して産み育て暮らすことができる環境をつくる施策に、さらに力を入れるべきです。

また、性暴力のない社会の実現に向けて、さらなる福祉的施策の充実を求めます。

続いて、リニア中央新幹線関連予算についてです。東京一名古屋間の工事では既に多くの労災事故が起こっています。岐阜県などで地下水の問題、地盤沈下問題が起こっており、もし三重県内で工事が開始した折には、当然それらのリスクがあります。

加えて、三重県内の予想ルートでは、南海トラフ地震の震源域を通るのにもかかわらず、みえリニア戦略プラン（仮称）中間案策定に向けた会議体では、環境面や防災面についての枠組みがありません。リニアに関するリスクを直視しない姿勢が浮き彫りとなっています。

県内の公共交通網維持のための取組では、現存する路線の維持拡充をさらに手厚くすべきです。駅舎の老朽化対応、ＩＣカード利用対応、バリアフリー化が急務です。駅内のトイレが撤去される事案などあってはならないと考えています。

大阪・関西万博関連の予算についてです。爆発事故のリスク、交通手段の問題など、出展や参加、児童生徒の校外学習への支援はやめるべきです。事

故などに巻き込まれた際の責任の所在が不明瞭となっています。

県民の暮らしが厳しさを増しています。物価高の連続、実質賃金連続的低下の中、あらゆる分野での人手不足が問題となっていますが、最大の問題は賃金が上昇していかないことです。当たり前に暮らせる最低賃金1500円を目指し、国からの支援も求めつつ、県からの直接支援を実行すべきです。

医療福祉、教育分野の基盤を都市部、過疎部にかかわらず維持できる予算措置をすべきです。

環境、気候に関してです。気候危機への実効性のある対策を実施するために、パリ協定の水準での実践をすべきです。河川のPFAS調査については、過去の公害の経験に学び、予防原則の立場から汚染源の特定ができるよう、調査地点を拡充すべきです。

続いて、議案第17号令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計予算についてです。国民健康保険料水準の統一に伴う値上げは、県民の支払い能力や生活の実態について非現実的な感覚だと考えます。

また、県内で受けられる医療格差が歴然として存在する中、保険料負担に関しては、県下で公平性を求めること自体が不公平な考えではないでしょうか。

県民の命を守るセーフティーネットとしての役割を破綻させないために、水準統一はやめるべきです。

続いて、議案第26号令和7年度三重県水道事業会計予算、議案第27号令和7年度三重県工業用水道事業会計予算に関してです。水道料金の県民負担が高く、市町からも値下げの要望が相次いでいます。料金値上げを2年間の据え置きに踏み切ったことは一定の評価をいたしたいと考えますが、県民の生活実態にさらに寄り添った料金設定にすべきと考えます。

いずれの事業も県が乗り出して広域事業に関わり、それぞれに様々な要因もありますが、これまでの経緯の中で問題を抱え、いずれにも市町負担を課し、住民負担を強いていることを問題とします。

続いて、議案第38号知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部

を改正する条例案並びに議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

特別職並びに県議会議員は、県民の生活を支える上で責任の大きい重要な立場であることは間違いありません。

しかし、物価上昇、実質賃金の低下という状況が続く中、県民の給与は容易に上がる状況にありません。

県民の立場に立つならば、そもそも高い議員や特別職の給与を上げる議案には賛成いたしかねます。

今回、そのほか議案にて、県の正規職員や会計年度任用職員の給与費等引上げが上程されておりますが、それぞれの職種の男女の割合の差や引上げ額の違いから、男女の賃金格差が広がるという観点からもジェンダーギャップの解消には逆行するのではないかと考えております。

続いて、議案第90号令和7年度三重県一般会計補正予算（第1号）。これは議提議案第1号の予算が含まれているため反対をいたします。

最後に、議案第53号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案。この議案は県立高校の職員がマイナス40人、小学校ではマイナス19人などを含み、県内でトータルでマイナス7名と公立学校職員の定数改定をする議案です。その根拠には児童生徒数の減少としていますが、議会でもたびたび取り上げられるように、学校教育現場の人手不足は深刻です。教員未配置数も充足されていない状況の中、現場の負担に寄り添っていないと考えます。働き方改善とともに、教職員の負担の根本改善のため、教職員の増員が求められる中、逆行していると考えます。

以上を申し上げ、皆様の賛同を求め反対討論といたします。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で討論を終結いたします。

採

決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、議案第5号から議案第13号まで、議案第15号、議案第16号、議案第18号から議案第25号まで、議案第28号から議案第37号まで、議案第39号から議案第48号まで、議案第50号から議案第52号まで、議案第54号から議案第89号まで及び議案第91号から議案第97号までの85件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第14号、議案第17号、議案第26号、議案第27号、議案第38号、議案第53号及び議案第90号並びに議提議案第1号の8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 1

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

日程追加・追加議案審議

○議長（稲垣昭義） この際、申し上げます。

議案第49号について、会議規則第18条第1項の規定により日程に追加し、直ちに議題といたします。

委 員 長 報 告

○議長（稲垣昭義） 本件に関し、環境生活農林水産常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長。

〔廣 耕太郎環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第49号三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る3月13日及び本日委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

議案第49号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり

決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（稲垣昭義） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する教育警察常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書の
とおり、採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略し、直ちに採
決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略し、直ちに
採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

請願第36号フリースクールに通う子どもの保護者に対する助成制度拡大に
ついてを押しボタン式投票により採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することについて投票を願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本件は委員会の決定どおり、採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願につきましては、お手元に配付のとおり、処理経過及び結果の報告を求めることといたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
教育警察常任委員会関係

請願第36号 フリースクールに通う子どもの保護者に対する助成制度拡大
について

議 提 議 案 審 議

○議長（稲垣昭義） 日程第4、議提議案第2号三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案、議提議案第3号三重県議会会議規則の一部を改正する規則案及び議提議案第4号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、議提議案第2号は委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、議提議案第2号は委員会付託を省略し、直ちに採決す

ることに決定いたしました。

採

決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

議提議案第2号から議提議案第4号までの3件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

議

案

審

議

○議長（稲垣昭義） 日程第5、議案第98号から議案第101号までを一括して議題といたします。

提

案

説

明

○議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第98号から議案第101号について御説明をいたします。

これらの議案は、いずれも人事関係議案であり、副知事、教育委員会委員、

監査委員会、海区漁業調整委員会委員の選任について、それぞれ議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採

決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

議案第98号から議案第101号までの4件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案にいずれも同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

○議長（稲垣昭義） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第9回全国自治体議会改革推進シンポジウム

(1) 派遣目的

人口減少と少子高齢化が進展するとともに、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中、多様な人材の活躍等による自治体議会の活性化を図るため、自治体議会議員が集まり具体的な取組事例や今後の展開等について意見交換し交流・連携を行うことで更なる議会改革の推進に資することを目的として開催するシンポジウムに出席する。

(2) 派遣場所 三重県四日市市

(3) 派遣期間 令和7年3月26日 1日間

(4) 派遣議員

龍神 啓介	議員	辻内 裕也	議員	松浦 慶子	議員
荊原 広樹	議員	伊藤 雅慶	議員	世古 明	議員
吉田 紋華	議員	石垣 智矢	議員	山崎 博	議員
野村 保夫	議員	田中 祐治	議員	芳野 正英	議員
川口 円	議員	喜田 健児	議員	中瀬 信之	議員
平畑 武	議員	中瀬古初美	議員	廣 耕太郎	議員
倉本 崇弘	議員	山内 道明	議員	野口 正	議員
谷川 孝栄	議員	石田 成生	議員	村林 聡	議員
田中 智也	議員	藤根 正典	議員	小島 智子	議員
森野 真治	議員	杉本 熊野	議員	藤田 宜三	議員
東 豊	議員	長田 隆尚	議員	今井 智広	議員
服部 富男	議員	津田 健児	議員	中嶋 年規	議員
青木 謙順	議員	中森 博文	議員	山本 教和	議員
西場 信行	議員	中川 正美	議員	日沖 正信	議員
舟橋 裕幸	議員	三谷 哲央	議員		

知 事 発 言

○議長（稲垣昭義） この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議長のお許しをいただきましたので、この場をお借りしまして県民の皆様、県議会の皆様に御報告を申し上げたいと思います。

知事の執務室、知事室と呼ばれておりますけど、そこには1枚の小さな色紙が立ててございます。三重県の片田舎に生まれた自分ですが、3年半前、県民の皆さんのおかげで知事に就任をさせていただきました。役人出身ということで派手な立ち回りはできません。就任以来、実直に、愚直に知事職を務めてきたと思っておりますが、これもひとえに県民の皆様の御理解と県議会の皆さんの御指導のおかげでございます。もとより浅知短才、すなわち知恵が浅くて才能に乏しい身であります。県政を前に進められたのは、三重県人らしい真面目さと県民のことを思うひたむきさを持った三重県庁職員の協力があったからこそでございます。

この3年半を振り返りまして、3点申し上げたいと思います。

1点目は就任当初でございます。新型コロナ第5波の真ただ中でした。残念ながら御自宅で亡くなられる方もおられました。新たな感染症に対応するための処方箋としてMCG（みえコロナガード）、これを策定しまして県民の皆さんの御協力で何とか新型コロナを乗り越えてくることができたと思っています。

2点目は、就任直後、これも就任直後の話ですが、新型コロナで中止となりました国体の6年後への延期の是非でありました。1週間で答えを出さなきゃいけない。実質的には根回し期間を除きますと3日で答えを出さないといかんという案件でした。苦情の決断をせざるを得なかったことを思い出します。

3点目、令和5年5月に津で4歳の女の子が虐待により亡くなるという事

案が発生しました。直ちに県庁内に検討会を立ち上げて、児童相談所の体制を強化し、保護対応を見直し、今は条例の改正についての検討も行っているところであります。

この3点は、いずれも私は国で働いていた35年間の経験と人脈がなければ乗り越えられなかったんじゃないかと、そういう危機であつたろうと考えております。

そのほかにも人口減少対策、他県に先駆けて着手をし、令和5年8月には人口減少対策方針、これを策定いたしました。

令和5年の6月には、伊勢志摩でG7交通大臣会合も開催することができました。

観光に関しては予算を3年間で3倍にし、体制も3課から5課に増やしております。

さらに県庁建て替えのための基金も創設することができました。

県民のために、一心不乱に取り組んで来たつもりであります。

この3年半でようやく形が見えてきたものもあります。三つ申し上げたいと思います。

一つは防災です。初動マニュアルをつくって、県庁に常設のオペレーションルーム、シチュエーションルームをつくりました。また、津波避難タワーもようやく全て建設できるめどが見えてきました。東海地方初の防災アプリの提供も開始ができました。能登半島地震では、三重県、評価を高めることができたと思っております。

2点目は、子ども施策です。予算の面ではみえ子どもまろごと支援パッケージをつくって、長年の課題でありました子ども医療費の市町の支援、これを始めることができました。みえ子ども・子育て応援総合補助金でも市町の子ども施策を支援をする形が整ってきたと思っております。

3点目は、公共事業費です。国の補正予算、令和5年、令和6年と2年連続で過去最大の予算を三重県に確保することができたと思っております。県民の命を守って県を発展させる事業が進んでおります。三重県の財政力指数は

令和4年度で0.566。国から予算を獲得する必要があります。国で働いて得た人脈を県のために最大限活用してきたつもりです。これからもしっかりやっていこうと思っております。

一方、三重県の弱点が浮き彫りになったものもあります。ジェンダーギャップ全国第46位。新型コロナ前からのインバウンドの回復、全国第47位。

また、今、着手はしていますが、道半ばのものとして県民の尊厳を守るための条例もあります。

まだまだ三重県の課題は山積です。産業もそうです。農林水産業もそうです。福祉もそうです。雇用もそうです。

しかし、知事の任期はあと半年。中国の春秋時代、呉の国の軍師、伍子胥は「日暮れて途遠し」という言葉を残しました。今、その思いをかみ締めているところであります。

冒頭で色紙の話を申し上げました。そこにはこう書いてあります。三重県のためにいつもありがとうございます。川崎小学校4年生一同とあります。

また、私の高校の後輩からお知り合いの御高齢の女性の御発言として、一見知事は本当に一生懸命、県のためにやったださっているという印象ねというありがたい言葉もいただきました。

この人たちに応えるために、いえ、全ての県民の安全・安心のために働かねばならないとの思いを持っております。私としては、生まれ育ったこのふるさと三重県の同胞のために、とりわけ子どもたちのために、初心に戻り鞠躬尽力、すなわち謙虚な気持ちで力を振り絞るとの思いを持って、まなじりを決して次期知事選に臨む決意をいたしました。

県民の皆さん、そして県民の皆さんに選ばれた議員の皆さんの御理解、御協力を引き続き賜りますようお願い申し上げまして、私の御報告といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明22日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明22日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

3月31日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。しばらくお待ちください。

午前11時19分散会

紹 介

○議長（稲垣昭義） 議員各位に申し上げます。

先刻、副知事に選任同意をいたしました服部浩さんから御挨拶を受けることといたします。服部浩さん、御挨拶をお願いします。

○副知事（服部 浩） 先ほど選任同意を賜りました。本当にありがとうございます。

これまで4年間の経験を生かしまして、県政発展のため、さらに力を尽くす所存でございます。議員の皆様におかれましては、引き続きの御指導、御鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で終了いたします。